

5 号機における構内保管物品の構外への誤搬出に関する調査結果について

当社は、放射線管理区域から物品を搬出する場合、再使用する物品以外は、発電所の構内で保管することとしております。

当所において、放射線管理区域*から搬出後構内で保管している物品について管理状況を調査したところ、平成 18 年 4 月 13 日、5 号機の第 20 回定期検査(平成 16 年 11 月～平成 17 年 7 月)時に交換を行った空調機の部品(軸受 24 個。以下、「当該物品」)が、誤って発電所の構外へ搬出されていたことが確認されました。

当該物品は、放射性物質の汚染がないことを当社社員が立会って確認し、平成 17 年 4 月 6 日に放射線管理区域外へ搬出され、発電所構内の協力企業倉庫へ仮置き保管されておりました。

その後、協力企業において年末の倉庫内片づけ作業を実施した際、誤って当該物品を他のものとともに再利用品として処分しておりました。なお、当該物品は放射性物質による汚染がないことを確認しており、構外への搬出については法令等の違反には該当いたしません。

また、これによる外部への放射能の影響はありません。

(平成 18 年 4 月 17 日お知らせ済み)

構内保管物品が構外に誤って搬出された原因を調査した結果、以下のことがわかりました。

当該協力企業は、当該物品を当社指定の保管場所(以下、「構内保管場所」)へ搬入する手続きが完了するまでの間、発電所構内の自社倉庫に仮保管しましたが、構内保管場所に移動すべき仮保管物である旨の識別表示を行いませんでした。その後、仮保管していたことを失念したため、構内保管場所への移動の手続きをしないまま倉庫に保管が継続され、誤って再利用品として処分していました。また、当社は、仮保管する場合の管理方法について明確な手順を定めていませんでした。

対策として、構内で保管する物品については、放射線管理区域から搬出後すみやかに構内保管場所に移動すること、および、やむを得ず仮保管する場合には、識別管理を行うことなど、構内保管場所に保管するまでの管理手順をマニュアルに明記いたします。

また、当社および協力企業の関係者に対して構内保管物品の管理手順を周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上

* 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。